

新型コロナウイルスにおける 佐賀県ヨットハーバーの利用について

佐賀県ヨットハーバーでは、佐賀県新型コロナウイルス感染対策本部会議において佐賀県民に対し「全ての県外への不要不急の往来自粛」するよう呼びかけられたことを踏まえ、8月6日以降、①**県外全ての都道府県**からの利用申し込みに対して**利用の自粛**をお願いしております。また、②**自県民に対して不要不急の県境を越えた移動の自粛を呼び掛けている都道府県**からの利用申し込みに対しては**利用をお断り**しております。あらかじめご了承下さい。

緊急事態宣言の実施区域	緊急事態宣言の実施期間
沖縄県	令和3年5月23日から令和3年9月12日まで
東京都	令和3年7月12日から令和3年9月12日まで
埼玉県	令和3年8月2日から令和3年9月12日まで
千葉県	
神奈川県	
大阪府	
茨城県	
栃木県	令和3年8月20日から令和3年9月12日まで
群馬県	
静岡県	
京都府	
兵庫県	
福岡県	

まん延防止等重点措置の実施区域①	まん延防止等重点措置の実施期間①
埼玉県	令和3年4月20日から令和3年8月1日まで
千葉県	
神奈川県	
大阪府	令和3年6月21日から令和3年8月1日まで
京都府	
兵庫県	
福岡県	
北海道	令和3年8月2日から令和3年9月12日まで
石川県	
栃木県	令和3年8月2日から令和3年8月19日まで
群馬県	
静岡県	
福島県	令和3年8月2日から令和3年9月12日まで
愛知県	
滋賀県	
熊本県	

まん延防止等重点措置の実施区域②	まん延防止等重点措置の実施期間②
宮城県	令和3年8月20日から令和3年9月12日まで
富山県	
山梨県	
岐阜県	
三重県	
岡山県	
広島県	
香川県	
愛媛県	
鹿児島県	

* 内閣官房 新型コロナウイルス感染対策より (<https://corona.go.jp/emergency/>)

不要不急の県境を越えた移動の自粛が呼びかけられている県（九州）
福岡県
熊本県
長崎県
宮崎県
鹿児島県
大分県
沖縄県

■ 上記の都道府県以外にも不要不急の県境を超えた移動の自粛が呼び掛けている都道府県からのご利用はお断り致します。予めご了承下さい。

■ 新型コロナウイルスにおける利用についての質問等は下記にお問い合わせください。

佐賀県ヨットハーバー	TEL：0955-73-7041
------------	------------------

